

# ごかのお知らせ

No.586

役場の代表電話は☎(84)1111です

## お知らせ

### 国民健康保険税を滞納すると短期被保険者証等へ切り替えになります

国民健康保険税を滞納している被保険者に対し、通常の被保険者証に代えて「短期被保険者証」や「被保険者資格証明書」の交付が義務付けられています。

短期被保険者証への切り替えは、6月の時点で保険税を滞納している世帯へ「短期被保険者証への切替予告通知」を発送し、指定期日までに納付、相談等が無い場合、切り替えを8月

1日に行います。

※短期被保険者証とは  
通常の被保険者証より有効期間が短く、町との誓約等に基づいた定期的な更新(納税)が必要となります。

※被保険者資格証明書とは  
国民健康保険に加入している事のみを証明するものです。医療機関で受診をした際、かかった医療費の10割を負担いただき、後日、領収証を役場窓口持参し、療養費支給申請をしてください。7割分の償還払いが受けられます。

(町からのお願い)  
国民健康保険は、加入者全員の相互扶助で成り立っている医療保険制度です。その財源となる国民健康保険税の収納確保は、制度を維持していくうえで、また加入者間の公平を図るうえで重要なことです。何卒、制度をご理解いただき、期限内納付にご協力ください。

#### お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966 (直通)

### 個人住民税の特別徴収(給与天引き)にご協力ください

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き(給与天引き)、納入していただく制度です。

地方税法等の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主に実施が義務づけられており、茨城県と県内すべての市町村では、平成27年度から一斉に原則特別徴収により納めることになっています。

特別徴収の場合は、従業員が金融機関に向く手間が省けるなど、納税者の利便向上につながります。事業主のみならずは、ご理解ご協力をお願いします。

#### お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966 (直通)

### 後期高齢者医療保険料を発送します

後期高齢者医療保険料額決定通知書の発送は7月12日(金)を予定しています。保険料率は茨城県内一律となっており、医療費の増加等を反映し2年ごとに見直されます。

令和6年度・令和7年度の保険料率・均等割額は次のとおりです。

区分	令和4・5年度	令和6年度		令和7年度 ※所得割率は賦課金額によらず一されます。
		賦課のもととなる金額が58万円以下の方	賦課のもととなる金額が58万円超の方	
均等割額	46,000円	47,500円 (+1,500円)		47,500円
所得割率	8.50%	9.00% (+0.50%)	9.66% (+1.16%)	9.66%

※賦課のもととなる金額とは、総所得金額から基礎控除額を差し引いた金額です。

賦課限度額は令和5年度の66万円から令和6年度は73万円(令和6年度に新たに75歳に到達する方は80万円)、令和7年度は80万円となります。

○令和6年度の均等割額の軽減について

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合
①43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」以下の世帯	7割
②43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」+「29万5千円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
③43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」+「54万5千円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

#### お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966 (直通)